

平成 24 年度 事業計画書案

《事務局》

平成 20 年 12 月 1 日に、公益法人改革関連 3 法が施行されたのを受けて、本修練会としては、「公益財団法人の認定」申請を平成 23 年 10 月 18 日付で行った。

事務局としては、現在のところ通常の業務である 1 館 2 荘の経営に当たるとともに、公益財団法人への移行認定に取り組んでいるところである。

公益認定等委員会との折衝が順調にいき、公益財団法人として登記の段階まで進んだ場合には、事務的な手続き、準備に全力で取り組むこととなる。

一方、移行が不調に終わった場合には、再度公益財団法人の認定申請を行うか、一般財団法人の認可申請に切りかえることとなる。その際には、改めて対応を協議の上、進めていくこととしたい。

1. 公益目的事業の推進を重視する評議員会、理事会そして監査の実施
2. 公益法人会計基準に適合する事業、経理、経営の的確な実施
3. 本修練会の主務官庁への的確な報告、届出並びに連携
4. 不特定かつ多数の人たちへの広報活動として、広報誌の定期的な発行のほか「ホームページ」「貼り紙」「ちらし」等の充実による P R の推進

《成美教育文化会館》

成美教育文化会館は地域社会における不特定かつ多数の人の教育・文化・福祉の向上及び地域社会の健全な発展に役立つ事業を行う。

公益目的事業の推進を基本に据え、まず教育文化会館の経営並びに教育・文化・福祉に係わる講習会等の開催の支援と自主・共催事業を開催する。

また、成美教育文化会館の一部を、教育・文化・福祉に係わる団体や法人に賃貸し、収益事業等の考察・施行を行う。

そして、事業を行うのに必要な経理的基礎と技術的能力の向上を図る。

1. 教育文化会館の経営

安全で清潔な施設を貸与し、活動の場を提供する。

2. 開催の支援

開催に応じ、親切・丁寧に支援する。

3. 自主・共催事業の開催

自主事業「心から楽しめる文化事業」「第7回輝きレポート」

共催事業「映画鑑賞会」 「地域の文化活動」

4. 収益事業等

施設の一部を賃貸した団体や法人の施行や成長を見守る。

5. 各種事業と経理的基礎

(1) 各月の経理状況を比較、検討する。

(2) 安全性を確保（施設・設備の計画的改修・修繕）する。

(3) 諸経費を計り、算出を見通す。

6. 各種事業と技術的能力

(1) 利用者の自己実現を図る取組への援助、協力を行う。

(2) 幼児・児童・生徒への教育活動を援助する。

(3) 福祉活動等への援助、協力を行う。

《至楽荘・一字荘》

2 荘の事業としては、公益目的事業のますますの推進を目指す。昨年度は、東日本大震災の影響で、利用者が激減したので、本年度は、例年通りの利用が確保できるよう、安全安心の確保への取り組みをさらに充実させていく。また、2 荘の所在地近隣地域住民への利用拡大や都内・近県学校の教育課程内での教育活動支援に一層力を注いでいくように努める。そのために、利用者の現地での充実した活動を支援する具体的な活動内容のプログラム作りや、施設・設備の計画的改

善を推進していく。

1. 公益目的事業の充実

(1) 2 荘利用者の拡充と支援

- ・教育課程内利用者等への案内の拡充と活動内容の充実
- ・利用規定の見直し・改善
- ・利用方法、教材的価値などの情報の提供
- ・教育課程内利用者への利用方法や利用料金の支援

(2) 2 荘設置地域との交流

- ・勝浦市や茅野市との連携継続
- ・罹災時その他必要に応じて、市や市民への施設の提供

2. 安全・安心の充実

(1) 衛生寝具の管理

- ・レンタル会社と布団のレンタルの継続
- ・地域の業者と連携したりネンサービスの円滑な実施
- ・常備しておく布団の収納場所の確保

(2) 災害や事故への対応

- ・防災計画の見直しと避難経路の確認
- ・消防署など、関係機関との連携強化
- ・防火・防犯のための荘周辺の整備

(3) 環境への配慮

- ・節水、節電の徹底
- ・地域の清掃事業への積極的協力
- ・地域動植物の保全への協力と生命尊重の精神の啓蒙

3. 施設・設備の改善

(1) 内部整備

- ・一字荘のトイレの洋式化
- ・至楽荘のふすま・壁の修繕

(2) 外部整備

- ・建物の補修
- ・至楽荘の旧トンネルの崖の補修